

奈良県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 馬場 勝也

### 奈良県人事委員会規則第二十八号

奈良県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

奈良県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年八月奈良県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一出先その他の機関の項中

幼稚園	病院
園長	院長 副院長 部長 看護部

長 事務局長

を

幼稚園
園長

に改める。

別表第二出先その他の機関の項中

保育所	病院
所長	病院長 副院長 医局長 看 局次長 庶務課長

護部長 事務局長 事務

--

--

を

保育所	診療所
所長	所長 事務長

別表第五出先その他の機関の項中

--	--

に改める。

--

を

保育園	診療所
園長	所長 事務長

別表第四出先その他の機関の項中

--

に改める。

--

を

保育所
所長

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則

「  
に改める。」

幼稚園	保育園
園長	園長

「  
を

別表第十一出先その他の機関の項中

幼稚園
園長

「  
に改める。」

「  
を

小学校
校長 教頭

別表第六出先その他の機関の項中

小学校
校長

「  
に改める。」